令和7年度 就学援助制度について (お知らせ)

新発田市教育委員会

新発田市では、経済的な理由でお困りのご家庭に、小・中学校でかかる費用(新入学学用品・一般学用品の購入費、修学旅行費、給食費など)の一部を補助する就学援助制度を設けています。 就学援助を希望するご家庭は、年度毎に申請が必要です。今まで受給していたご家庭も必ず申請してください。

〈お願い〉-

就学援助の**希望の有無にかかわらず**、別紙申請書に必要事項を記入のうえ、必ず配付時の 封筒に入れて、学級担任へ提出してください。

1 補助を受けられる要件

- (1)現在、生活保護を受けている方・・・・「要保護」
- (2)要保護に準ずる程度に生活が困窮している方で、おおむね次のような要件に該当する方・・・・・「準要保護」
 - ①生活保護の停止又は廃止
 - ②世帯全員が市町村民税非課税
 - ③市町村民税、個人の事業税、固定資産税、国民年金掛金、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
 - ④児童扶養手当(児童手当ではありません。)の受給、生活福祉資金の借受
 - ⑤世帯全員の前年(令和6年分)の総所得金額が、新発田市の定める基準以下の世帯(下記参照)

【新発田市の定める基準】(家族構成の例と所得額基準額)

家族数	家族構成	世帯全員の総所得額の基準	
2人	・母 35歳 ・小学生 1人	244万円程度以下	
3人	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 1人	257万円 "	
	・母 35歳 ・中学生 1人 ・小学生 1人	320万円 〃	
4人	・父 45歳 ・母 39歳 ・中学生 1人 ・小学生 1人	316万円 "	
	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 2人	296万円 "	
5人	・父 50歳 ・母 45歳 ・高校生 1人 ・小学生 2人	332万円 "	
	・父 45歳 ・母 39歳 ・中学生 1人 ・小学生 2人	361万円 ″	
	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 2人 ・幼稚園児 1人	324万円 ″	
6人	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 2人 ・祖父 64歳 ・祖母 61歳	374万円 "	

※上の表は、あくまで「目安」です。家族構成、年齢、家賃の有無などによって異なります。

※所得額: ・給与所得の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」をご覧ください。

・事業所得の場合、確定申告の際の所得金額

【 注意点 】

・児童福祉法に定める児童福祉施設(里親)、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている場合は、本制度の対象になりません。

2 提出する書類「令和7年度就学援助申請書 (第4条関係)」の記入方法

- (1) 児童生徒1人につき1枚必要です。
- (2)表面上段の「保護者(申請者)の住所・氏名」欄、「児童・生徒の学校名・学年・氏名」欄、「就学援助の希望の有無 (ア・イ)」欄については、全員が記入してください。それ以降の記入欄については、就学援助を希望する方(イに をつけた方)のみ記入してください。
- (3)表面下段の「同意書」は、ご家庭の世帯状況や所得・課税状況を確認するために必要なものです。 就学援助を希望する方は必ず署名してください。
- (4) 裏面上段の「世帯の状況」欄には、希望する児童生徒を含め同居の家族全員について記入してください。なお、単身赴任中の保護者や別住所の扶養親族(大学生など)についても記入してください。

3 申請に必要な添付書類

保護者には、6月中旬頃に郵送で証明書の提出依頼をしますので、通知に従って書類を提出してください。 (世帯全員の住民票の写しや所得・課税証明書を取り寄せて新発田市教育委員会に提出していただきます。)

4 提出期限及び提出場所

令和7年2月12日から令和7年2月26日まで に別紙申請書を各小中学校へ提出してください。 記入もれがないことを確認のうえ、必ず配付時の封筒に入れて提出してください。

※期限までに提出がない場合は、4月からの認定ができません。なお、申請は年度途中でも随時受付けします。 ただし、申請書を受理した月からの認定審査となり、支給額は認定月分からとなります。

5 申請上の注意

令和7年度(令和6年分)の確定申告(市町村民税申告)をしていないとご家庭の総所得額が確認できないため、 審査することができません。<u>扶養に入っていない配偶者や仕事を持っている児童生徒の兄姉、同一生計世帯の叔</u>父・叔母なども対象になりますので、収入の有無にかかわらず必ず申告手続きを行ってください。

6 審查結果通知

申請書が提出されますと、教育委員会では、学校長の意見を聴き、世帯の所得状況等を審査し、6月下旬から7月 上旬頃に結果を郵送で通知します。

【補助の対象となる費用及び支給時期】

補助費目	説	明	補助する額【年額(予定)】	支給時期(予定)
	学校給食費にかかる食材料費		7月下旬	
学校給食費		実 費	1 2月上旬	
			2月下旬	
	学校病(結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、虫歯 等※アレルギー性疾患は対象		治療完了後	
医療費	外)の治療にかかる医療費のみ対象。上記疾病が見つかったら、学校に申し出			
区原質	て医療券の交付を受け、必ず医療券を持参して受診してください ※医療券交			
	付前に受診された場合は、領収書の保管をお願いします。			
日本スポーツ振興センター共済掛金			免除 ※4月認定者のみ	

[※]生活保護世帯で教育扶助を受けている方については、医療費のみが援助の対象となります。

※市外から新発田市立小・中学校に就学している場合には、学校給食費と医療費について新発田市の援助対象になります。 その他の支援費目について、詳しくは住所地の市町村教育委員会にお問い合わせください。

【お問合せ先】 新発田市教育委員会 学校教育課 学務係 電話 0254-22-9532 (内線 2219)